

こちが「企業の労働110番」です



(一社) 名 北 労 働 基 準 協 会
 労 務 管 理 推 進 室 長
 社 会 保 険 労 務 士 藤 原 朋 子

求人情報掲載のルール

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、とある製造業の人事担当者でした。「会社のホームページに社員の求人情報を載せようと思っっているのですが、

ホームページに加え、インターネット上で求人情報提供サービスを行う事業者(募集情報等提供事業者といえます)も増えており、様々な経路で公表されている求人情報の信頼性を保つことが必要となってきました。こうした

ことから、令和4年10月に、職業安定法が一部改正となりました。

まず、求人や自社に関する虚偽の情報または誤解を生じさせる情報の表示は禁止となつてい

ます。例えば、契約社員の募集にもかかわらずあたかも正社員募集のように表示、固定残業代が含まれていることを明記せずに賃金額を記載、実際の業務とは異なる業務内容を記載(営業職が主である

にもかかわらず事務職として募集など)、子会社での採用を親会社での採用のように表示、などが考えられます。誤解を招くような表現も虚偽の表示と捉えられる可能性があり、求人情報はできる限り詳しく、正確に掲載しなければなり



ません。また、掲載した情報も正確で最新の状態に保つことも義務となつていま

記するなどが挙げられます。そして、求人メディアなどを利用してある場合は、速やかに変更を依頼することも必要です。なお、応募者に対する労働条件の明示については従前と変わらず義務です。自社ホームページなどからの応募者に対しても、面接

人応募者から個人情報収集する場合、業務の目的に必要な範囲内の収集、使用、保管、守秘義務に加え、収集の際に利用目的を明らかにすることも義務化されています。インターネット上の情報は、手入れされずに古い情報が残っている、適

正でない表示がされているといったケースが見受けられます。しかし、インターネット上の求人情報は、求職者にとって応募判断の入口となる重要な情報であり、虚偽や誤解は後のトラブルに繋がります。自社ホームページでの求人は広く手軽にできる手段だからこそ、適正な表示を心掛けてください。

イラスト・木村武司

会員事業場専用無料相談ダイヤル

企業の労働110番!
☎ 052-961-7110



FAX 052-961-9635

メールアドレス roudou110@meihokurouki.or.jp